

《申請期限延長》

五泉市の事業所のみなさまへ

抗原検査キット等購入費を支援します！

【五泉市感染拡大防止対策補助金】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、事業者が抗原検査キット等を購入した費用に対して補助金を交付します。

【対象者】

以下の要件をすべて満たす事業者

- 市内に事業所を有すること
- 従業員が10人以下であること
 - ※パート・アルバイト・法人の役員は含まない
 - ※2以上の事業所を有する場合は合算した人数
- 国および県から同様の補助金の交付を受けていないこと
- フランチャイズ加盟店、チェーン店でないこと
- 反社会的勢力でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む事業者でないこと
- 政治または宗教活動を目的とする事業者でないこと

【補助対象経費】

- 令和4年4月1日以降に以下のものを購入した経費
 - ・医療用抗原検査キット（体外診断用医薬品に限る）
 - ・フェイスシールドを含むマスク類
 - ・ゴーグル
 - ・防護服
 - ・消毒液（アルコール等）
- ※消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない

【補助額】

- 補助対象経費の2分の1の額
- 1事業者につき上限 20,000円
（1,000円未満の端数は切り捨てとする） ※申請は1事業者1回まで

【申請手続き】

- 申請期限は令和5年2月28日（火）まで
（1月31日までの申請期限を延長しました）

○申請には以下の書類が必要となります。

- ・五泉市感染拡大防止対策補助金交付申請書兼請求書
- ・申請する対象経費の一覧（別紙1）
- ・営業実態が分かる書類の写し
（事業所名が入った請求書・納品書・電気料の明細など、直近の日付のもの。）
- ・補助金対象経費に係る支払いの完了が確認できる書類の写し
（領収書など、支払した日付、品目、金額が確認できるもの）
- ・購入した抗原検査キットが体外診断用医薬品と確認できる書類の写しまたは確認できる写真
- ・振込先口座の通帳の写し
（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの）

○申請書は市役所（商工観光課、村松支所）のほか、五泉商工会議所、村松商工会にもあります。五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

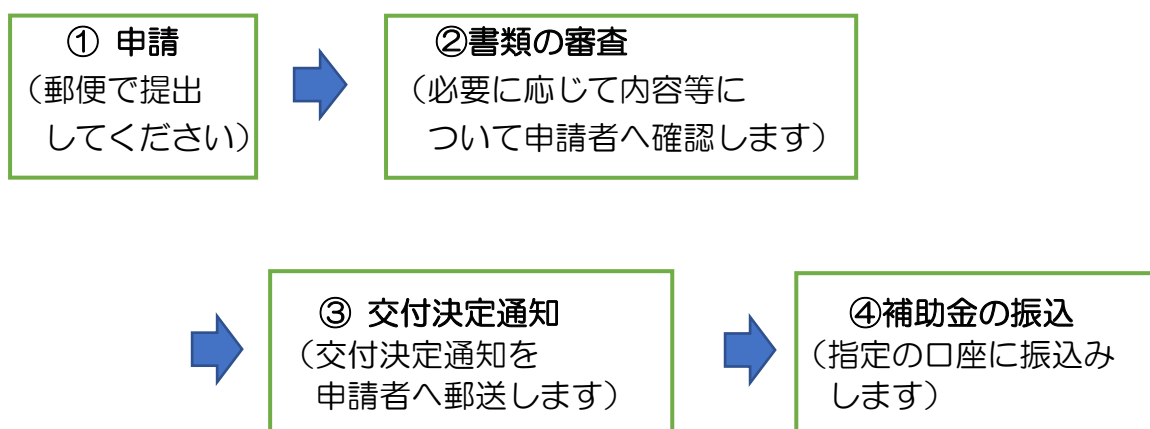
○申請書の提出は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から窓口での「密集」「密接」を防ぐため、なるべく郵便で提出してください。郵便料は申請者の負担となります。

○送付先 〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1
五泉市役所商工観光課商工係

【問い合わせ】

○五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL43-3911（代表）

【申請から交付まで】



※交付決定通知発送まで1～2ヶ月程度かかります。